

老人保健施設入所利用料

(1) 介護老人保健施設の利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、介護保険負担割合証の負担割合相当額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

ア. 基本利用料: 強化型 (カッコ内は単位数)

地域単価 10.27円

介護保健施設サービス費(1日)						
利用者の 要介護度	従来型個室			多床室(4人部屋)		
	基本利用料	利用者負担金 ※(注1)参照		基本利用料	利用者負担金 ※(注1)参照	
		1割負担	2割負担 (3割負担)		1割負担	2割負担 (3割負担)
要介護1	7,764円 (756)	777円	1,553円 (2,330円)	8,585円 (836)	859円	1,717円 (2,576円)
要介護2	8,503円 (828)	851円	1,701円 (2,551円)	9,345円 (910)	935円	1,869円 (2,804円)
要介護3	9,140円 (890)	914円	1,828円 (2,742円)	10,002円 (974)	1,001円	2,001円 (3,001円)
要介護4	9,715円 (946)	972円	1,943円 (2,915円)	10,578円 (1030)	1,058円	2,116円 (3,174円)
要介護5	10,300円 (1003)	1,030円	2,060円 (3,090円)	11,142円 (1085)	1,115円	2,229円 (3,343円)

イ. 基本利用料: 基本型 (カッコ内は単位数)

地域単価 10.27円

介護保健施設サービス費(1日)						
利用者の 要介護度	従来型個室			多床室(4人部屋)		
	基本利用料	利用者負担金 ※(注1)参照		基本利用料	利用者負担金 ※(注1)参照	
		1割負担	2割負担 (3割負担)		1割負担	2割負担 (3割負担)
要介護1	7,332円 (714)	734円	1,467円 (2,200円)	8,092円 (788)	810円	1,619円 (2,428円)
要介護2	7,794円 (759)	780円	1,559円 (2,339円)	8,585円 (836)	859円	1,717円 (2,576円)
要介護3	8,431円 (821)	844円	1,687円 (2,530円)	9,222円 (898)	923円	1,845円 (2,767円)
要介護4	8,975円 (874)	898円	1,795円 (2,693円)	9,746円 (949)	975円	1,950円 (2,924円)
要介護5	9,499円 (925)	950円	1,900円 (2,850円)	10,300円 (1003)	1,030	2,060円 (3,090円)

注1) 上記の基本利用料は、単位数×地域単価。これは厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。介護保険負担割合の基準については市町村が発行する「介護保険負担割合証」にてご確認ください。

注2) ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

イ. 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	基本型老健施設において、在宅復帰・在宅療養支援等指標(最高値:90)が40以上の場合	349円/日	1割 35円/日 2割 70円/日 3割 105円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	在宅強化型老健施設において、在宅復帰・在宅療養支援等指標(最高値:90)が70以上の場合	472円/日	1割 48円/日 2割 95円/日 3割 142円/日
初期加算	入所した日から30日以内の期間で算定	308円/日	1割 31円/日 2割 62円/日 3割 93円/日
短期集中リハビリテーション加算	新規利用者(老健からの入所を除く)に、入所した日から3ヶ月以内で算定(1日1回20分。週に3日~6日を希望で選択可)	2,464円/日	1割 247円/日 2割 493円/日 3割 740円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症であると医師が判断した場合に、生活機能の改善の為集中的なリハビリテーションを行った場合(1日1回20分。週3回。入所して3ヶ月以内の間で算定)	2,464円/日	1割 247円/日 2割 493円/日 3割 740円/日
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	医師、リハビリ職が協働し、リハビリテーションの質を管理しており、かつ、厚労省へデータを提出した場合	338円/月	1割 34円/月 2割 68円/月 3割 102円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	厚労省へのデータ提出とフィードバックの活用によりケアの質の向上を図る取り組みを推進した場合	410円/月	1割 41円/月 2割 82円/月 3割 123円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)の情報提供に加え、心身、疾病状況の情報を厚労省へ提出した場合	616円/月	1割 62円/月 2割 124円/月 3割 185円/月
認知症ケア加算	【3階に入所された方】 「自立度判定基準」によるランクに該当し、医師が認知症専門棟における処遇が適当であると認めた方に対して算定	780円/日	1割 78円/日 2割 156円/日 3割 234円/日
排せつ支援加算(Ⅰ)	排泄に介護を要する入居者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師、看護師が入所時に評価し定期的に評価を行い厚労省へデータを提出した場合	102円/月	1割 11円/月 2割 21円/月 3割 31円/月
排せつ支援加算(Ⅱ)	排泄支援加算(Ⅰ)に加え、入所時に比べ排尿、排便状態の一方が改善しもしくは、おむつの使用が使用なしに改善した場合	154円/月	1割 16円/月 2割 31円/月 3割 47円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	褥瘡発生リスクについて、施設入居時に評価し褥瘡ケア計画を作成するとともに、3か月に1回評価を行い、厚労省へデータを提出した場合	30円/月	1割 3円/月 2割 6円/月 3割 9円/月

褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)に加え、入所時に褥瘡の発生があるとされた利用者について褥瘡が発生しない場合	133円/月	1割 14円/月 2割 27円/月 3割 40円/月
栄養マネジメント強化加算	低栄養状態のリスクが高い利用者に対して医師、管理栄養士、看護師等が協働して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を定期的に行った場合	112円/日	1割 12円/日 2割 23円/日 3割 34円/日
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食の提供が行われた場合(1日3回を限度)	61円/回	1割 7円/回 2割 13円/回 3割 19円/回
経口維持加算(Ⅰ)	誤嚥を認める利用者に、歯科医師の指示で、多職種が共同して食事の観察及び会議等を行い、管理栄養士が経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合	4,108円/月	1割 411円/月 2割 822円/月 3割 1,233円/月
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)を算定していることを条件に、食事の観察及び会議等に歯科医師、歯科衛生士が加わった場合	1,027円/月	1割 103円/月 2割 206円/月 3割 309円/月
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合。かつ、歯科衛生士が口腔ケアについて介護職員に対し技術的助言及び指導を行った場合	924円/月	1割 93円/月 2割 185円/月 3割 278円/月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	口腔衛生管理加算(Ⅰ)に加え、厚労省ヘデータを提出した場合	1,129円/月	1割 113円/月 2割 226円/月 3割 339円/月
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	肺炎等、厚生労働大臣の定める治療を必要とする状態となった入居者に対し、診断および診断に至った根拠を診療録に記載している場合(7日を限度)	2,454円/日	1割 246円/日 2割 491円/日 3割 737円/日
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	肺炎等、厚生労働大臣の定める治療を必要とする状態となった入居者に対し、診断および診断に至った根拠が記録され、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われ、診療録に記載された場合(月1回連続する10日を限度)。及び医師が感染症に関する研修を受講した場合	4,929円/日	1割 493円/日 2割 986円/日 3割 1,479円/日
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	居宅等を訪問して退所を念頭においたケアプランを作成した場合(一回を限度)	4,621円/回	1割 463円/回 2割 925円/回 3割 1,387円/回
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	上記に加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合	4,929円/回	1割 493円/回 2割 986円/回 3割 1,479円/回
退所時情報提供加算	退所後の主治医等に対して、診療状況を示す文章を添えて紹介した場合	5,135円/回	1割 514円/回 2割 1,027円/回 3割 1,541円/回
入退所前連携加算(Ⅰ)	居宅介護支援事業者に居宅サービスに必要な情報を提供し地域密着型サービスの利用方針を定めた場合	6,162円/回	1割 617円/回 2割 1,233円/回 3割 1,849円/回

入退所前連携加算 (Ⅱ)	居宅介護支援事業者に対して、診療情報を占め文章を添えて、地域密着型サービスに情報を提供、調整を行った場合	4,108円/回	1割 411円/回 2割 822円/回 3割 1,233円/回
安全対策体制加算	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	205円/回	1割 21円/回 2割 41円/回 3割 62円/回
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	介護職員のうち介護福祉士の資格を有する者が60%以上である場合	184円/日	1割 19円/日 2割 37円/日 3割 56円/日
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護・介護職員を必要数以上配置している場合	246円/日	1割 25円/日 2割 50円/日 3割 74円/日
外泊時に 在宅サービスを利用した時の費用	入居者が外泊中に在宅サービスを利用した場合	8,216円/日	1割 822円/日 2割 1,644円/日 3割 2,465円/日
外泊加算	外泊した場合(月に原則6回、月をまたぐ場合は最大12日まで)	3,717円/日	1割 372円/日 2割 744円/日 3割 1,116円/日
介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	当該加算の算定要件を満たす場合 ※(注3)	***	左記の1割 左記の2割 左記の3割
介護職員等 特定処遇改善加算 (Ⅰ)	勤続10年以上の介護福祉士を基本とする経験・技能のある職員を中心に処遇改善を図るための加算	***	左記の1割 左記の2割 左記の3割
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所) ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用することを要件とする。 ※現行の処遇改善加算等の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。(0.8%)	***	左記の1割 左記の2割 左記の3割

(注3)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※上記金額の自己負担額については、1日または1回あたりの介護報酬単価数に地域単価数(10.27)を乗じ、介護保険負担割合証の負担割合相当額を切り捨てて算出するため、ご利用回数等により変動がございます。

(2)その他の費用

①「居住費」及び「食費」と特別なサービスの利用料

食費	ア 基本料金 1日につき1,780円 (ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている額とします) イ 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額 予め利用者の選択により外食・外注食をされる場合は、当該額は提供毎の食事の価格とします。
居住費	従来型個室(1日につき) 1,690円 多床室(1日につき) 650円 (ただし、介護保険負担額認定証の発行を受けている方は、記載されている額とします)
特別な療養室料	個室利用を希望される場合にお支払い頂きます。 なお、個室をご利用の場合、外泊時にもご請求します。 個室 (1日につき) 1,650円
日用品費	石鹸、洗剤、シャンプー、トイレトペーパー等の実費相当分 (1日につき) 220円
教養娯楽費	クラブ活動やレクリエーション用娯楽材料費等 (1日につき) 187円
理美容代	2,700円/回 業者に委託
複写サービス	サービス提供等の記録の複写物を必要とする場合 (1頁11円)
電気代	電気毛布、電気アンカなどを使用した場合 55円/個
洗濯代	外部業者に委託 4,950円/月
文書料	文書作成料 5,500円/通
行事費	特別な行事で費用が発生した場合
イヤホン代	施設テレビ専用イヤホン購入した場合 330円/個
健康管理費	インフルエンザ予防接種等にかかる費用 (1回につき) 実費